

土木事務所発注工事に伴う提出書類一覧

令和 8年6月

管理用地課 共通 丹南本所・鯖丹土木

・道路交通法第80条申請……【道路工事協議】(※当土木事務所 発注工事に限る)

	書類名	枚数	説明	
A	通行制限依頼書	1枚	申請者は元請業者名を記載	
B	(1)工事概要	道路 使用 許可 申請 書 は 必 要 な し	(夜間・休日) 県庁 守衛室 0776-20-0363	
	(2)現場組織表			
	(3)緊急時の体制および対応			
C	添付 書類		①位置図……(住宅地図可)	申請箇所を赤線で明示
			②平面図、断面図、構造図	交通整理員と通行可能幅員 <small>つうこうかのうふくいん</small> や
			③安全対策図	内○日間 <small>うちなんにちかん</small> を明示
		④工程表	工事期間が1か月を超える場合	
		⑤現況写真…(正面および側面の全景)	申請箇所を赤線で明示	
		⑥その他道路管理者が必要と認めたもの		

※ 【全面通行止の場合】

a	地元の同意書 (写し)	必須	事前協議をしておくこと
b	路線バス会社の同意書	都度	//
c	消防署の同意書(原本は消防へ)	都度	//
d	迂回路の明示	都度	復帰までの案内看板は、設置必須のこと

<< 記載例 >>

- 1 工事時間は、原則ラッシュ時間帯を避けて、「9:00~17:00」として下さい。
- 2 安全対策図には、規制総延長・道路全幅員・規制幅員
通行可能幅員つうこうかのうふくいんを必ず記載して下さい。
 (最低有効幅員:歩行者 1.0m 普通車 2.5m 大型車 3.5m)
- 3 工事期間は うちなんにちかん内○日間 と記載してください。
- 4 夜間は、原則重機等は撤去して、交通開放して下さい。
 但し、やむを得ない場合、クッションドラムやカラーコーン。
赤色灯などで囲い、安全性を確保すること。
- 5 内容に不備があった場合、所轄警察から問い合わせがある場合があります。
- 6 なお、道路使用許可申請書 は必要ありません。